

重要事項説明書

「訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）」

1. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 亀龍会
代表者名	理事長 和泉 恵美子
所在地	倉敷市亀山 780-2
電話番号	086-441-7700
事業所数等	特別養護老人ホーム1ヶ所 ショートステイ 2ヶ所 ケアハウス 1ヶ所 居宅介護支援事業所 1ヶ所 グループホーム 2ヶ所 ヘルパーステーション1ヶ所 認知症対応型デイサービス 1ヶ所 地域密着型特別養護老人ホーム1ヶ所

2. 事業所の概要

事業所名	ホームヘルプ倉敷
所在地	〒710-0024 倉敷市亀山 701-2
事業所指定番号	3 3 7 0 2 0 1 3 7 2 号
電話番号	Tel086-420-1102 fax086-420-1103
管理者	木村 毅
サービス提供地域	倉敷市・早島町・岡山市

3. 事業所の職員体制（職員配置は指定基準を遵守しています）

職 種	常勤	非常勤	業 務 内 容
管 理 者	1 名	0 名	① 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 ② 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者	1 名	0 名	① 利用の申込みに係る調整を行います。 ② 訪問介護計画等の作成並びに利用者等へ説明し同意を得ます。利用者へ訪問介護計画等を交付します。 ③ サービスの実施状況の把握及び訪問介護計画等の変更を行います。 ④ 訪問介護職員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 ⑤ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ⑥ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 ⑦ 訪問介護職員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 ⑧ 訪問介護職員等の業務の実施状況を把握します。

		⑨ 訪問介護職員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 ⑩ 訪問介護職員等に対する研修、技術指導等を実施します。 ⑪ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。
訪問介護職員	常勤＋非常勤 常勤換算で2.5以上	① 訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）のサービスを提供します。 ② サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な技術をもってサービスを提供します。 ③ サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 ④ サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。

4. 事業の目的及び運営の方針

（事業の目的）

要介護状態又は要支援状態にある者に、適正な指定訪問介護事業及び介護保険法に基づく第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

1 「訪問介護」

要介護状態となった場合においても、ご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行うよう、関連機関と綿密な連携を図りながら、サービスの提供を行う。

2 「介護保険法に基づく第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）」

ご利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事介助その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すよう、関連機関と綿密な連携を図りながら、サービスの提供を行う。

3 居宅介護支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り関係市区町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

5. 営業時間等

営業日 月曜日～土曜日

営業時間 8時30分～17時30分

営業時間外の対応については相談に応じる

電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする

6. サービス内容

身体介護：排泄・食事介助、清拭・入浴・身体整容、体位変換、移動・移乗介助、起床及び就寝介助、服薬介助、自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助等

生活援助：掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理・被服の補修、一般的な調理・配下膳、買物・薬の受け取り等

サービス提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7. サービス利用料及び利用者負担

- (1) 別紙「ホームヘルプ倉敷利用料金表」参照
- (2) 訪問介護員が通常の利用サービス提供地域を越える地域に訪問、出張する必要がある場合には、その越えた時点より交通費（実費）の支払いが必要になります。
（距離に対する料金表）

通常の利用サービス実施地域から越えた地点より自宅までの距離（片道）	料金（円）
2 k m未満	250
2～5 k m未満	500
5～10 k m未満	1,000
10 k m以上	1,300

8. 相談窓口・苦情対応

- (1) 事業者はご利用者からの相談や苦情に対する窓口を設置し、訪問介護に関する相談、要望、苦情等に対応し迅速に対処します。

ホームヘルプ倉敷	電話 F A X 苦情受付担当者 苦情解決責任者 対応時間	086－420－1102 086－420－1103 綾田 友紀子 木村 毅 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 （月曜日～土曜日）
社会福祉法人 亀龍会（本部）	電話	086-441-7700 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

※苦情を受付けた場合は苦情解決責任者へ報告し、事実を確認します。内容によってはご利用者、担当介護支援専門員と面談し詳細な聞き取りを致します。

その後、苦情解決に向けて職員間で対応を検討し速やかな解決を図るように努めます。

(2) 公的機関においても、苦情申出等出来ます。

倉敷市	倉敷市介護保険課 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	086-426-3343
早島町	早島町健康福祉課 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	086-482-2483
岡山市	岡山市介護保険課 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	086-803-1240
岡山市	岡山市事業者指導課 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	086-212-1012
岡山県	岡山県国民健康保険団体連合会 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0	086-223-8811

9. 事故・損害賠償

事業者は、サービス提供中に万が一事故が生じた場合は速やかに市町村及びご利用者のご家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡をして必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録に残します。また、事業所の責任と認められる事由によってご利用者に損害を与えた場合には、速やかに損害を賠償致します。

10. 緊急時の対応

サービス提供中にご利用者の病状に急変があった場合、その他緊急事態が生じた場合は、医師に連絡する等必要な措置を講じるとともに、家族等緊急連絡先へ速やかに連絡します。

11. 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、介護従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

自ら、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

実施の有無：実施（目標達成度合い、利用者及び家族の満足度評価）

頻度（6カ月に1回以上）

＜訪問介護ホームヘルプ倉敷料金表＞

R6年6月1日

身体介護中心型	20分未満	163円/回
	20分以上30分未満	244円/回
	30分以上1時間未満	387円/回
	1時間以上1時間30分未満	567円/回
	1時間30分以上と、その後30分を増すごとに算定	82円/回
	身体介護に引き続き20分以上45分未満の生活援助を行った場合	65円/回
	身体介護に引き続き45分以上70分未満の生活援助を行った場合	130円/回
	身体介護に引き続き70分以上の生活援助を行った場合	195円/回
生活援助中心型	20分以上45分未満	179円
	45分以上	220円

特定事業所加算Ⅱ	上記料金表金額に10%加算
初回加算	200円/月
緊急時訪問介護加算	100円/回（※身体介護中心型のみ）
訪問型サービス同一建物減算1	所定単位数の10%減算（条件に当てはまる場合）
訪問型サービス同一建物減算3	所定単位数の12%減算（条件に当てはまる場合）
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	一ヶ月の総単位数に24.5%加算

※時間外について

早朝6時～8時	25%加算
夜間18時～22時	25%加算
深夜22時～6時	50%加算

※倉敷市、早島町、岡山市以外の地域においては交通費が必要となります。

※当料金表の金額等に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が利用料金となります。

＜介護保険法に基づく第1号訪問事業
(介護予防訪問介護相当サービス)ホームヘルプ倉敷料金表＞

R6年6月1日

訪問型サービス費Ⅰ	週1回程度の利用が必要とされた方	要支援1 要支援2 事業対象者	1,176円/月
訪問型サービス費Ⅱ	週2回程度の利用が必要とされた方	要支援1 要支援2 事業対象者	2,349円/月
訪問型サービス費Ⅲ	週2回を超える程度の利用が必要とされた方	要支援2	3,727円/月

初回加算	200円/月
訪問サービス同一建物減算1	上記料金表金額に10%減算(条件に当てはまる場合)
訪問サービス同一建物減算3	上記料金表金額に12%減算(条件に当てはまる場合)
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	一ヶ月の総単位数に24.5%加算

※倉敷市、早島町、岡山市以外の地域においては交通費が必要となります。

※当料金表の金額等に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が利用料金となります。